

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年5月21日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について◆

平成22年5月21日付で確定給付企業年金法施行規則の一部改正案が公表され、この案に対して、厚生労働省が広く国民の意見（パブリックコメント）の提出を受け付けることとなりました。

（厚生労働省のホームページ『パブリックコメント』をご参照ください。）

意見等の提出は平成22年6月19日までとなっており、意見等を検討し、省令が公布される予定となっております。

### ● 改正の概要

適格年金から確定給付企業年金への円滑な移行を目的として簡易基準<sup>※</sup>について以下のとおり変更する。

- 適用範囲の拡大。（現行：300人未満⇒変更案：500人未満）
- 厚生労働大臣から厚生（支）局長に認可権限を委任している規約変更の内容を拡大。
- 掛金計算等の書類について年金数理人の確認を省略可能としている時限措置を、「平成24年3月末」から「当分の間」に変更。

※簡易基準とは基礎率として予定利率と死亡率のみを用いて掛金計算をする財政運営基準（キャッシュバランスプランにおいては指標の予測も見込む）

### ● 施行期日

平成22年7月1日（予定）

以上

